

長野市立小学校における外国人児童教育に関する調査研究

山本清隆 言語教育講座
 藪下保子 信州大学大学院教育学研究科

キーワード：外国人児童・日本語教室・原学級・日本語指導・教科指導

1. はじめに

平成2年における入国管理法の改正以降、就労を目的とした外国人定住者が日本全国で急増した。最近是不景気のおりを受けて減少傾向にあるとはいえ、今後も外国人定住者が皆無になることはないであろう。そのような外国人定住者には、大きく分けると南米系の人々と東南アジア系の人々があり、日本で生活していく上でそれぞれが特有の問題を抱えている¹⁾。また、そのような就労目的の外国人定住者とは別に、長野県で多く見られるのが中国帰国者、すなわち「満蒙開拓団」といわれた農業移民の人々とその家族である。周知のように、長野県は過去において満蒙開拓団を最も多く送り出した県であり、したがって中国帰国者の数も多い。現在は、中国で生まれた二世や三世、あるいは日本で生まれた彼らの子供達が日本国籍を取得して日本に定住しているケースが殆どである。

このような人々に関連して問題となっているのが外国人児童に対する教育の在り方である。これをどのように進めるのかが今日的な教育課題となっているからである。とりわけ外国籍の児童に関しては、彼らに対する教育の義務はないため、「未就学児」といったケースも見受けられる。長野県の場合、県の調査によれば平成13年度において学齢期にあたる2,300人のうちおよそ四分の一の565人が未就学児であったという。人道上の観点からすれば、彼らに対する教育は日本人としての責務というべきである。たとえ義務ではないとはいえ、外国人児童に対する教育は日本人児童に対するのと同様に行なわれなければならない。

しかし、現状を見てみると外国人児童に対する教育は教育関係者の努力にも関わらず十分な状況にあるとは言い難い。そこに見られる様々な問題点については山本・成澤（2001）山本（2003）で指摘してきた。山本・成澤（2001）は、長野県内の全ての公立小中学校を対象として平成12年度に実施したアンケート調査の結果をまとめたものである。ここでは、都市部に限らず県内全域の小中学校に外国人児童生徒が在籍していること、その在籍状況に較べて指導に当たるべき日本語指導教員が質量ともに不足していること、教材やカリキュラム・指導法が定着していないことなど、学校現場が直面している問題点を明らかにした。そして、これらを改善するために今後取り組んでいかなければならない課題について指摘した。

さらに調査・考察を深めたのが山本（2003）である。外国人児童の教育を阻害する要因には大きく分けて二つあり、一つは制度上の問題であること、もう一つは言語習得上の問題であることを指摘した。制度上の問題とは、例えば日本語指導教員を養成する体制が各教育委員会にも教員養成学部にも未だ充分整っていないことが挙げられる。また、日本語指導教員の身分が非常に不安定であることも看過できない。彼らは通常一年ごとの雇用であり、大抵の場合講師が採用される²⁾。講師が本採用になったり学級担任に配置換えになったりすれば、二三年程度で日本語教室の担当者は変わっていく。したがって、経験ある日本語指導教員がなかなか育たないのが現状である。

言語習得上の要因に関しては、「母語の干渉」という問題を取り上げた。「母語の干渉」は、日本語教育ではよく知られている現象であるが、学校現場ではこれまで全く無縁であった。しかし、外国人児童に対して指導を進めていく上で、教師たちはそういった日本語教育の知見を今後は持たなければならない。ここでは、スペイン語を母語とする外国人児童に見られる「母語の干渉」を取り上げ、彼らの日本語習得のプロセスにおいて、音韻・語彙・文法のどのような面にどのような干渉が生じているのかを、上田市の小学校で観察された資料を基に考察をした。

以上のように、これまでの調査・研究は日本語教室における外国人児童に対する日本語指導の在り方というものを対象としていた。その現状を把握するため、県内外の小中学校に設置されている日本語教室を訪問し³⁾、授業の様子を観察したり、日本語指導教員の聞き取り調査をしたりしてきた。このような調査を重ねていく中で、外国人児童教育に関する様々な問題点が明らかになってきたのであるが、そこで一つ大きな疑問点に行きあたった。

すなわち、日本語教室の設置されている学校で学ぶことのできる外国人児童は、その点では恵まれていると言える。これに対して、日本語教室の設置されていない学校で学んでいる外国人児童の方がはるかに多く、そのような学校では当然のことながら外国人児童の学習は原学級で進められており、特別な日本語指導は行なわれないのが一般的である。小学校によっては学校長や教頭が個別に指導をしたり、あるいは特殊学級やことばの教室などで指導をしたりしているケースも見られるが、いずれにしても専門的な教師による指導ではない。このような状況の下で、はたして外国人児童は十分な日本語能力や学力が身に付いていくのであろうか、という疑問はどうしても拭えない。

また、日本語教室が設置されている学校でも、日本語教室での日本語指導を修了した段階⁴⁾で外国人児童に対する指導は否応なしに原学級での教科指導に移行することになっていくが、そこでの指導は適切な配慮の下で行なわれているのか、という点も疑問である。見聞する限り、日本語教室を修了した時点で日本語能力は充分であると判断されてしまい、一斉授業の中に放置されてしまっていることの方が多い。日本語教室で学んだ日本語能力だけで本当に教科学習についていけるのかという点について、学級担任は十分な認識を有していない可能性が高い。

いずれにしても、原学級における指導の実態は、これまであまり取り上げられることがなかった。ややもすると学校現場にとって新たな課題である日本語指導に重点が置かれ、慣れている教科指導というものについては殆ど省みられなかった嫌いがある。しかし、外国人児童に対する教科指導というものが、はたして日本人児童と全く変わらないものであってよいものなのか、ということを改めて見直してみる必要があるのではないのか。

上記の理由から、日本語教室の設置されている学校にとどまらず、ある地域における全ての外国人児童に対する指導状況を調査する必要性を感じた。そこで、長野市立小学校を対象とする調査を平成15年度に実施した。調査の主な目的は「日本語教室および原学級における外国人児童に対する指導の状況」とした。原学級での指導状況を把握するため、日本語指導を行なっている教員に対する調査だけではなく、外国人児童の在籍している原学級の担任教員に対する聞き取り調査を重点的に行なった。本稿では、この調査結果とそこから判明した外国人児童に対する指導の実態について報告し、その課題について考究していくことにする。

2. 調査の概要

平成15年度に実施した調査に関する概要は以下の通りである。

- (1) 調査対象：長野市立小学校（49校）
- (2) 実施年月日：平成15年8月19日～10月7日
- (3) 実施校：19校（詳細は【資料Ⅰ】参照）
- (4) 調査者：信州大学教育学部日本語学第一研究室 山本清隆・藪下保子
- (5) 調査目的
 - ①外国人児童の在籍状況
 - ②日本語指導の状況
 - ③教科学習の状況
 - ④原学級における指導状況

調査は以下の手順に従って行なった。まず、長野市教育委員会（以後、市教委）に調査の協力を依頼し、実施の了解を得た。その際、平成15年5月に市教委が実施した調査データの提供を受け、長野市内の市立小学校における外国人児童の在籍状況を把握することが可能となった。

次に、各小学校に電話で調査の概要説明と協力の依頼を行ない、その後、外国人児童が在籍している小学校 30 校と、外国人児童は在籍していないが訪問要請のあった小学校 2 校に対して調査依頼の文書を発送した（なお、市教委の資料によって予め外国人児童が在籍していない小学校に対しても電話連絡を取ったが、調査依頼の文書は発送しなかった）。この依頼文書の発送は、市教委の協力により市教委を通して行なった。

【資料Ⅰ】に示したように依頼文書を発送した 32 校のうち、25 校から返答があった。また、返答があった 25 校のうち、6 校は調査の必要がないとのことであったので調査対象からは外した。その結果、19 校に対して調査を実施した。

調査の目的は上記(5)に示したとおりであるが、今回は特に「③教科学習の状況」と「④原学級における指導状況」に重点をおいた。これは 1. で述べた理由による。

3. 調査結果

3.1 外国人児童の在籍状況

日本の公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、かつては年々増加する傾向にあった。しかし、市教委によって平成 12 年度から実施されている外国人児童生徒調査によれば、長野市の小中学校における外国人児童生徒の在籍者数は若干減少傾向にある。平成 12 年度には、小学校で 108 名、中学校で 97 名であったのが、平成 13 年度には小学校で 118 名、中学校で 78 名となり、この年は小学校で増加を見せたものの、平成 14 年度には小学校で 107 名、中学校で 69 名と減少した。そして、平成 15 年度は小学校で 99 名、中学校で 51 名と減ってきている。これは、現在の日本における経済状況などが影響しているものと思われる。一方で、外国人側の事情も変化しつつある。

今回の調査の際にも、以前よりも滞日年数が増えているという報告や、一度本国に帰ったものの再度来日するというケース、あるいは家族で定住するというケースも見られるという報告もあった。滞日年数が増加しているということは、外国人児童の就学年数の増加に繋がる。そのために、そういった外国人児童は小学校だけでなく中学校やさらには高校も日本でという状況が生まれ、進学問題という新たな課題が生じてきている。

3.2 国籍別外国人児童数

今回の調査結果については【資料Ⅱ】に示した。市教委でも平成 12 年度以降、同様の調査を毎年行なっている。それによれば、この 4 年間で著しい変化が見られる。平成 12 年度には、最も多いの

が中国であり全体の3分の1程度を占めていた。次いでブラジル・韓国の順となっており、その3カ国で半分以上を占めていた。平成13年度においてもその傾向は変わらないが、平成14年度になるとタイ・フィリピンが急増している。特に、フィリピン国籍は平成13年度には6名しかいなかったのが、平成14年度には13名と倍増している。

市教委による平成15年5月の調査でも、タイ・フィリピン国籍の児童の増加傾向は変わらない。そのため、タイ・フィリピン・インドネシアなどの東南アジア系を合わせると、2番目に多いブラジルの数を越える。このことから、長野市ではポルトガル語よりもタイ語やタガログ語の重要度が増してきているということが言える。今回の調査でも、母親がフィリピン国籍の家庭ではタガログ語を使用しているという例が複数の小学校で確認された。

さらに特筆すべきなのは、児童本人は日本国籍を取得しているが、母親が外国籍であるケースが多数見受けられた点である。タイやフィリピンの家庭の多くはこのケースであり、タイやフィリピンの女性が日本人男性と結婚して日本に居住しているというものである。児童は母親の連れ子の場合もあるし、日本人男性との間に日本で生まれたという場合もあるが、いずれの場合も日本人男性の戸籍に入っているために日本国籍を有していることになる。しかし、母親の方は諸々の事情によって外国籍のままであるというケースが少なくない。これは、両親共に同じ国籍を有するブラジル系や中国系の家庭には見られなかった傾向である。

上記のケースの場合、このような児童は「外国籍児童」という枠には入らないことになる。とりわけ、日本で生まれた児童は「日本で生まれ育ったのだから日本語は不自由しないはず。だから特別な指導は必要ない」というレッテルを学校では貼られてしまうことになる。しかし、後述するように、実際にはこのような日本生まれ日本育ちの児童でも、日本語能力の点において日本人児童と全く同質であるとは言い難い。にもかかわらず、学校ではそのような認識もされず、野放し状態になっているのが現状である。

3.3 外国人児童に対する指導の状況

今回の調査結果のうち、特に重要な10項目についてまとめたものを以下に示していく。なお、小学校の略称は<>付きの番号で示し、今回の調査における状況は末尾の【資料I】に掲げる。また、プライバシーに関わると思われる項目については匿名とした。

(1) 外国人児童に対する日本語指導を行なっている学校

1.行なっている……9校<3, 6, 11, 21, 20, 25, 27, 28, 39>

2.行なっていない……10校

理由・指導しなくても日本語が十分理解できる……9校<7, 9, 12, 13, 26, 29, 31, 36, 45>

・指導する教師がない……1校<16>

(2) 日本語指導形態

1.外国人児童を日本人児童とは別の教室で日本語指導教員や巡回指導員が指導する

・指導する際に日本語教室がある

教室名称……日本語教室<6>、たつこの教室<20>、やまびこ教室<21>、ふるさと教室<25>、なかよし学級<27>、にほんご教室<28>

- ・指導する際に日本語教室がない……多目的教室<3>，相談室<11>，別教室<39>

2.主に指導する教員の種類

- ・日本語指導教員（教諭）……<21, 25>
- ・日本語指導教員（常勤講師）……<6, 20, 27, 28>
- ・ボランティア（中国語の出来る保護者）……<11>

3.市から派遣されている巡回指導員が指導に来る

- ・S.Hさん（中国語）……<3>（週 1 日・4 時間），<11>（週 1 回・2 時間），<20>（週 1 日・3 時間），<21>（月 2 回・4 時間），<25>（火曜日・4 時間）
- ・O.Jさん（中国語）……<6>（月 1 回・2 時間），<27>（月 2 回）
- ・K.M.Nさん（ポルトガル語）……<6>（週 4 日・14 時間），<25>（木曜日・4 時間），<39>
- ・M.Yさん（中国語）……主に生活適応支援の形態で日本語担当指導を 1 学期中のみ行なう計 37 回<11>

4.日本語指導教員及び巡回指導員の指導形態

- ・巡回指導員が日本語指導教員（常勤）の補助をする……<6, 20, 25>
- ・巡回指導員が個別指導を行う……<3>
- ・日本語指導教員（常勤）が原学級へTTとして入る……<6, 28>
- ・巡回指導員が原学級へTTとして入る……<6>

5.信大教育学部の学生が学習支援を行なう

- ・日本語教室の支援に入る……<6>
- ・原学級の支援に入る……<6, 21>

(3) 日本語指導教員の教員免許の種類（斜体は副免許）

中学校 1 種社会・小学校 1 種，小学校 1 種・幼稚園教諭，小学校 1 種・中学校国語，小学校専修・中学校国語 2 種，小学校 1 種・中学校国語・高校国語，中学校音楽・小学校 2 種

(4) 日本語指導教員が当該校で日本語指導を行なっている年数

- ・1 年目……<25, 27> ・2 年目……<21> ・3 年目……<6, 20> ・7 年目……<28>

(5) 日本語指導教員がそれ以前に外国人児童を担当した経験年数

- ・ある……<6>（1 年，学級に在籍） ・ない……<20, 21, 25, 27, 28>

(6) 他の小中学校での指導経験

- ・<11>（中学校で数回・中国人の 3 年生を 2 人）

(7) 指導教科

- ・全教科……<25>
- ・特定の教科 教科名……国語・算数・道徳・社会<28>，国語・算数<20, 27>
国語・生活<11>，国語<3>
- ・不特定……児童による<6>

(8) 使用教材

- ・ひろこさんのたのしいにほんご……<6, 20, 28>
- ・にほんごをまなぼう……<3, 6, 11, 25>
- ・光村図書 国語教科書……<6, 20>（4・6 年），<3>（4 年）

- ・その他 ・ともだちといっしょに（堺市教育委員会）……<6>
- ・図書の本，カード………<25>
- ・一茶かるた………<20>

(9) 教材の使用方法（対象児童・指導時期などの区分）

- <6> ・全く日本語の出来ない子に対しては、「ともだちといっしょに」を使い，その補助教材として「にほんごをまなぼう」を使っている。
- ・日本語を大体理解できるようになってきた子には，国語教科書を使っている。
- <11> ・低学年には「ひろこさん」を使っている
- <20> ・国語……学年と同じ教科書又は日本語能力に合わせた教科書を使い，基本的な文法と読み・漢字を学習している。
- ・五感を使って観察記録等を書いていくことを通して，作文や書く力だけでなく植物等の名前や，「ふが入る」「葉脈」「枯れ葉」「落ち葉」など関連した語彙を学習していく。
- ・一茶かるたを読み，うたわれている情景を想像し、自分の言葉で説明できるようになる。
- ・算数の個別指導，文章題ではわかりやすい言葉で説明を加えている。
- <25> ・児童と一緒に読む

(10) 日本語指導に関する課題・心配事・提案（※自由記述項目）

- <3> ・教室に一緒にいるだけでは，心から落ち着けずに過ごすことも多いが，その時のコミュニケーションも取りにくい気がする。
- <6> ・家庭を支えていけるシステムの確立。
- ・「ともだちといっしょに」のような直説法を用いている指導書が欲しい。
- ・保護者に日本の文化・習慣を理解してもらおう機会があるといい。
- <11> ・文章理解面での読み取りが不十分なため，中国語でアドバイスが必要だと思います。
- <20> ・生活言語に比べ，学習言語の習得には5～9年かかると言われており，家庭では母語で生活している児童にとって，すでに就学以前にこれから学習していく上で必要な言葉の語彙に見えない差がついていると思われる。
- ・幼少期に来日した児童等，母語がしっかり定着していない児童への指導の難しさ（母語も日本語も不十分になってしまう）。
- ・言語習得の臨界期が10歳頃と言われている中，年齢や来日時期，目的に合わせた指導方法の選択。
- ・習得に長い時間のかかる学習言語を教科学習をしながら，どのようにすれば効率よく習得していけるか（絵や写真など具体物を用いる他に，体験を通してそれに関連する言葉や意味の理解を計り語彙を増やしていく授業が必要か）。
- <25> ・自己表現できる児童はよいが，言葉以外で意志を伝えられない児童への指導が難しい。
- <31> ・本人は生まれてからずっと日本にいて住んでいるから，言葉については問題ない。しかし，母親は片言のしゃべりだから，大事なお便りなどの意味が通じない時がある。近所の方や親戚などに教わっているが，本人よりも保護者への指導が必要である。

4. まとめ

今回の調査を通して、外国人児童教育に関して現在の学校現場が抱えている新たな問題が判明した。

まず、学校全体に関わる問題点として「生活言語」と「学習言語」の区別に対する理解が現場の教員に欠けている点である。これは学校長や教頭などの管理者にもあてはまる。例えば、今回の調査の際にも 2. で触れたように、外国人児童が在籍しているにも関わらず 6 校から調査不要との返答を受け取った。その理由の多くは、「本校の児童は日本に来てから随分経つので日本語に全く支障がない。したがって調査の必要性はない」というものである。

しかし、3.3 にある(10)の質問事項で小学校<20>の日本語指導教員が「生活言語に比べ、学習言語の習得には 5~9 年かかると言われており、家庭では母語で生活している児童にとって、すでに就学以前にこれから学習していく上で必要な言葉の語彙に見えない差がついていると思われる。」と指摘しているように、たとえ日本で生まれ育った外国人児童であっても、その日本語能力において日本人児童とは何らかの点で違いが見られることが少なくない。この小学校<20>での調査の際に、普段は日本語に支障がないように見える外国人児童が「ひなまつり」や「おつり」といった何気ない言葉が理解できなかったという具体例が提示された。

子供が言語習得する初期の段階において、読み聞かせが幼児の脳や言語の発達に大きな影響を与えることはよく知られている。日本人児童なら母親などから日本語の絵本で読み聞かせをされ、その後も日本語環境の中で生活していくことによって、知らず知らずのうちに話し言葉も書き言葉も自然に身についていく。一方、外国人児童の場合は、たとえ日本で生まれ育っても母親は外国人であり、その多くは日本語が話せない。読み聞かせをするとしても母語でされるであろうし、家庭で話される言葉も日本語ではない。こうして、日本で生まれても外国人家庭で育った児童は、話し言葉においても書き言葉においても圧倒的にその経験は不足していることになる。

こうしたことから、学校で友達や教師と話す日常会話において全く支障がないからといって、学習にも支障がないと判断するのは早計であると言えよう。とりわけ、生活に密着した語彙や日本文化に関わるような語彙については不足していると見るべきであろう。また、書き言葉についても充分身につけていないと考えた方がよい。このことは、国語だけではなく社会などのような教科学習にも支障が起りうることを意味している。3.3 の(9)で小学校<20>の日本語指導教員が実践している理科学習の指導は、まさにこの点を補っているものと言えよう。

次に、今回の調査を含めてこれまでの調査で判明したことは、当初予測していたよりも日本語指導の重要性・必要性はそれほど高くはない、という点である。もちろん、日本語指導の必要性を否定するという事ではない。学校現場の状況を観察すると、確かに日本語教室の担当教員にも学級担任教員にも日本語教育に関する知識や技能が欠けているケースが多く見られる。だからといって、日本語教室の担当者が日本語教師でなければならないということではない。

山本・成澤(2001)山本(2003)などで再三指摘してきたように、日本語教室の運営はきわめて流動的である。その学校で 10 名以上日本語指導を必要とする外国人児童が在籍しているからといって、必ず毎時間それだけの児童が日本語教室に通級してくるわけではない。殆どの学校では 2, 3 名ということが多い。1 名ということや全く来ない時間も多い。通級に関しては、原学級の担任の判断や時間割の都合、あるいは学級の行事によって左右されるのが一般的である。

また、注(4)でも触れたように外国人児童は早ければ半年、長くても 1 年から 2 年程度で日本語教室への通級は修了する。その見極めは日本語教室担当教員の判断よりも原学級の担任の判断が優先することが多い。在籍期間は児童によってまちまちであり、通級の在り方とあいまって日本語教室では指導計画を立てにくいのが現状である。

このように日本語教室と原学級との連携が必ずしもうまくいっていない状況では、高度なカリキュラムや教材を用意したり、日本語教育に熟知した日本語教師を日本語教室に配置したりしたところで、その効果や能力を充分発揮できない可能性の方が高い。したがって、現在指導にあっている日本語指導教員や担任教員の日本語指導に関する知識や能力を高めることのほうが現実的な対応策である。

以上のことから、今後は日本語指導の在り方を考究するだけでなく、むしろ外国人児童に対する教科指導の在り方に関する研究が求められる。ただし、外国人児童に対する教科指導が効果的に行なわれるためには、従来の教科指導をそのまま当てはめただけでは不充分であることは今まで述べてきたとおりである。それは、日本語指導との連携を考慮したものでなければならない。そのための基礎研究として、山本研究室では現在、日本語指導テキストと国語教科書における語彙の比較調査をしている。また、後述する国語教科書のサブテキスト作成もこの考え方によっている。日本語指導と教科指導をいかに連動させて新たな指導の在り方を確立できるか、これが今後の研究の課題となる。

5. おわりに

山本は、外国人児童教育に関する実践的な研究と教育活動を今後さらに発展させるべく、長野市の小学校に拠点校を設置することを市教委に提案した。幸いにも同意を得、平成16年度から長野市芹田小学校を日本語指導推進校として指定し、小学校の協力を得ながら教育・研究にあたることとなった。

この日本語指導推進校は、主に以下の活動を行なうことを当面の目的としている。

- (1) 日本語指導・教科指導の研究
- (2) カリキュラムの確立
- (3) テキスト・教材の開発
- (4) 近隣の小学校に対する情報提供
 - a. 研究授業
 - b. リソースルーム
- (5) 学生の学習支援

平成16年5月時点の状況は、大学院生の藪下が毎日芹田小学校に通い、日本語教室担当教員皆川麻緒氏と協力して外国人児童の指導にあたりるとともに、上記の目的達成のためにテキスト・教材の開発を進めている。特に、テキストの開発については、外国人児童向けの国語教科書サブテキストを作成する作業をそれぞれが山本とともに以前から行なっていたが、実践する場がなかったためになかなか成果を挙げられなかった。今回は、実践の場を得られたということで、今まで試作したものの試用と並行しながら新たなサブテキストを作成する作業を行なっているところである。

学生の学習支援－日本語教室に学生を派遣して外国人児童の指導補助を行なう制度－については、平成13年度から実施しており今年で3年目に入る。教育関係者の関心のみならず、マスコミ取材も何度か受けるなど、各方面からの注目や期待も小さくない。今後は、日本語教室の設置されていない小学校からの要望に応じて日本語指導を含めた学習支援を行なっていくことも計画している。

この日本語指導推進校という制度は長野県でも初めての試みであり、現段階では解決していかねばならない課題を多く抱えている。一定の成果を挙げるにはしばらくの猶予を必要とするが、さらに調査・研究を重ねながら有用な成果物を公開していくことを目指したい。

【註】

- (1) 南米系のブラジル人に関わる問題については、例えば長野県教育委員会（2003）を参照。ここでは、中国帰国者に関わる問題についても触れられている。東南アジア系の人に関わる問題については3.2で述べる。
- (2) 長野県の場合、日本語教室を担当する教員に関して特に条件はない。したがって、教諭でも担当者となることが可能である。しかし、山本清隆・成澤美樹（2002）山本清隆（2003）でも指摘したように、外国人児童の在籍は非常に流動的であり、日本語教室の存続もそれによって左右される。新学期になってみないと日本語教室の存続条件である在籍児童10名以上をクリアできるかどうか確定せず、それが毎年繰り返されるために学校長は日本語教室担当者に教諭を充てられないのが実情である。
長野県でも、日本語教室担当教員が教諭であるケースも僅かではあるが存在する。当然のことながら、日本語教室が必ず毎年存続できるような地域、すなわち外国人労働者の多い工業地区や公営住宅が学区内にあるような学校に限られている。
- (3) 平成14年度には県内の小中学校6校（内訳は長野市立小学校4校、上田市立小学校、伊那市立中学校）の日本語教室の授業見学を行なった。平成15年度は県内の小中学校7校（内訳は長野市立中学校、上田市立小学校4校、松本市立小学校、飯島町立小学校）、その他川崎市立小学校2校、横浜市立小学校、堺市立中学校、神戸市立小学校、豊田市立小学校、江戸川区立小学校の併せて14校であった。授業の様子はビデオで記録し、DVD化を図っている。
- (4) 早い学校で半年、通常は一二年程度で日本語教室での日本語指導は修了する。

【参考文献】

- 川崎市教育委員会（2003）『川崎市・日本語教室 実践記録集 第20集』
- 川崎市総合教育センター（2003）『川崎市 海外帰国・外国人児童生徒教育 指導の手引き』
- 川崎市教育委員会（2004）『川崎市・日本語教室 実践記録集 第21集』
- 川崎市総合教育センター（2004）『川崎市 海外帰国・外国人児童生徒教育 指導の手引き』
- 長野県教育委員会（2003）『みんなともだち II』（監修山本清隆）
- 山本清隆・成澤美樹（2002）「長野県における外国人児童生徒に対する日本語指導の現状と課題」『信州大学教育学部紀要』105号
- 山本清隆（2003）「外国人児童生徒の日本語指導を阻害する要因について」『日本語教育』117号

【附記】

本稿の執筆は、第1章、第2章、第4章、第5章を山本、第3章（礎稿）を藪下が担当した。

また、今回の調査では長野市教育委員会学校教育課指導主事（当時）滝澤一男氏の協力を得た。ここに記して感謝の意を表す。

[資料 I] 調査概要

小学校	在籍	発送	返答	協力	訪問日	対応者
1	×	×	—	—	—	
2	×	×	—	—	—	
3	○	○	○	○	9月25日	担任1名
4	×	×	—	—	—	
5	×	×	—	—	—	
6	○	○	○	○	9月12日	学校長, 教頭, 担任6名
7	○	○	○	○	10月7日	教頭, 担任2名
8	○	○	×	×	—	
9	○	○	○	○	9月9日	学校長, 教頭, 担任3名
10	○	○	○	×	—	
11	○	○	○	○	9月19日	担任1名
12	○	○	○	○	10月3日	学校長, 担任2名
13	○	○	○	○	9月29日	教頭, 担任6名
14	○	○	○	×	—	
15	○	○	×	×	—	
16	○	○	○	○	9月5日	担任1名
17	○	○	○	×	—	
18	×	×	—	—	—	
19	×	×	—	—	—	
20	○	○	○	○	9月1日	日本語教室担任
21	○	○	○	○	8月29日	学校長, 日本語教室担任, 担任6名
22	○	○	×	×	—	
23	×	×	—	—	—	
24	○	○	○	×	—	
25	○	○	○	○	9月22日	学校長, 担任2名
26	○	○	○	○	9月2日	担任1名
27	○	○	○	○	9月11日	日本語教室担任
28	○	○	○	○	8月22日	日本語教室担任
29	○	○	○	○	8月19日	学校長, 担任1名
30	×	×	—	—	—	
31	○	○	○	○	9月26日	学校長, 担任1名
32	×	×	—	—	—	
33	×	×	—	—	—	
34	×	×	—	—	—	
35	×	×	—	—	—	

36	○	○	○	○	8月22日	担任1名
37	○	○	○	×	—	
38	×	×	—	—	—	
39	○	○	○	○	9月4日	学校長, 担任3名
40	×	×	—	—	—	
41	○	○	○	×	—	
42	○	○	×	×	—	
43	○	○	×	×	—	
44	○	○	×	×	—	
45	○	○	○	○	8月6日	教頭
46	×	×	—	—	—	
47	×	×	—	—	—	
48	○	○	×	×	—	
49	×	×	—	—	—	

[資料Ⅱ] 学校別・国籍別の外国人児童の在籍状況 (平成15年9月時点)

国籍 学校名	中国	ブラジル	韓国	フィリピン	タイ	ドミニカ	インドネ シア	ペルー	台湾	ハ・ラ グアイ	無国籍	合計
3				(1)	1				2			3(1)
6	2(1)	3	3				2					10(1)
7		1		2(1)								3(1)
9				1	1							2
11	3		1					1				5
12				1	(4)							1(4)
13	1	2	1								1	5
16		1		1	1				1		1	5
20	3(6)											3(6)
21	12(1)											12(1)
25	4(2)	(1)		(1)								4(4)
26					1							1
27	9		1			1						11
28	9				2							11
29		(1)										(1)
31				1								1
36					1(2)							1(2)
39		3										3
45	2			2	1					2		7
合計	45(10)	10(2)	6	8(3)	8(6)	1	2	1	3	2	2	88(21)

(注) 括弧内は、児童は日本国籍であるが、母親が外国籍であるケースを表わす。

(2004年5月25日 受理)